

注文していないのに届いた商品にご注意！

身に覚えのない商品の送り付けにご注意ください。このように一方的に送り付けられた商品は直ちに処分が可能になりました。（法改正により、令和3年7月6日以降）

相談事例1

封筒に入った使い捨てマスク30枚が宅急便で届いた。家族も全く心当たりがない。請求書は入っていないが、今後どうすればいいか。（相談者：40歳代 男性）

相談事例2

申し込みもしていないのにアダルトDVDが送付され、後日、約60万円の費用を支払うようにという請求書が送られてきた。支払う義務はあるか。（相談者：60歳代 男性）

アドバイス

とにかく、ひとまず落ち着きましょう。そして、以下のことを確認しましょう。

- ① 送り付けられる前に、事業者からの電話連絡はありましたか。
- ② これまでに、送付された商品の売買契約の勧誘はありましたか。
- ③ 上記の売買契約の締結を申し込みましたか。

いずれも「NO」の場合は、契約が成立していません。



一方的な送り付け行為への3か条

その1：商品は直ちに処分可能

注文や契約をしていないにもかかわらず、金銭を得ようとして一方的に送り付けられた商品については、消費者は直ちに処分することができます。

その2：事業者から金銭を請求されても支払不要

一方的に商品を送り付けられたとしても、金銭を支払う義務は生じませ

ん。また、仮に消費者がその商品を開封や処分しても、金銭の支払は不要です。事業者から金銭の支払を請求されても、応じないようにしましょう。

その3：誤って金銭を支払ってしまったら、すぐ相談

一方的に送り付けられた商品の代金などを請求され、支払義務があると誤解して、金銭を支払ってしまったとしても、その金銭については返還を請求することができます。

少しでも疑問を感じたら、すぐに消費生活センターへ相談を！

あきらめないで、消費生活センターにご相談ください。

【問い合わせ先】

伊奈町消費生活センター ☎048-721-2111（内線 2234）

月曜日から木曜日 （10 時～15 時）

消費者ホットライン ☎（市外局番なし）188